

令和 5 年度

新座市基金運用状況
審 査 意 見 書

新座市監査委員



新 監 収 第 7 2 号
令和 6 年 8 月 1 4 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎
新座市監査委員 鈴 木 秀 一

令和 5 年度新座市基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された令和 5 年度新座市基金運用状況について、新座市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度新座市基金運用状況審査意見

1 審査の対象

- (1) 新座市高額療養費資金貸付基金
- (2) 新座市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金
- (3) 新座市国民健康保険出産費資金貸付基金

2 審査の主な実施内容及び着眼点

市長から審査に付された基金運用状況調書に基づき、各基金が設置目的に従って適正に運用されているかどうかを主眼とし、証拠書類の提出を求めて審査を実施した。

3 審査の期間

令和6年6月21日から同年8月2日まで

4 審査の結果

各基金は設置目的に従って、適正に運用されている。

運用状況は、以下のとおりであり、いずれも令和5年度内において貸付け及び返還は行われていなかった。

5 基金の運用状況

(1) 新座市高額療養費資金貸付基金

高額療養費資金貸付基金は、「高額療養費の支払が困難な者に対し、その必要な資金の一部を貸し付けるため」に設置されている。

同基金の運用状況は、令和5年3月31日現在の基金残高が11,765,000円であり、令和5年度内において貸付け及び返還は行われていないため、令和6年3月31日現在の基金残高は11,765,000円となっている。

(2) 新座市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金

介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金は、「高額介護サービス費等に相当する費用の支払が困難な者に対し、その支払に必要な資金を貸し付けるため」に設置されている。

同基金の運用状況は、令和5年3月31日現在の基金残高が5,000,000円であり、令和5年度内において貸付け及び返還は行われていないため、令和6年3月31日現在の基金残高は5,000,000円となっている。

(3) 新座市国民健康保険出産費資金貸付基金

国民健康保険出産費資金貸付基金は、「出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者

に対し、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けるため」に設置されている。

同基金の運用状況は、令和 5 年 3 月 31 日現在の基金残高が 5,000,000 円であり、令和 5 年度内において貸付け及び返還は行われていないため、令和 6 年 3 月 31 日現在の基金残高は 5,000,000 円となっている。